



「当選しました」メールにご注意ください

Q. 「10億円の宝くじに当選しました」というメールが届き、当選金受け取りのため、現金・電子マネー・クレジットカードで手続き費用を支払いました。でも受け取れません。お金を返してもらえますか。

A. 自分が買っていないのに当選する宝くじはありません。知らない人がお金をくれるという話は危険です。メールに添付されたURLにアクセスすると出会い系サイトに誘導され、「お金を受け取ってほしい」と言い続ける相手とメールのやりとりをするため次々とポイントを購入することになります。「送金手数料」「認証手続」「エラー解除」「再発行」「課税」など、さまざまな理由で費用を請求され払い続けたという相談が、世代を問わずセンターに寄せられます。「誰にも話してはならない」と口止めされ、「これで最後」「この手続きが終われば入金する」と支払い能力の

限界まで続けることもあります。おかしいと思ったら、すぐにメールを止めましょう。払ったお金を取り戻すため、さらに費用を払うのは止めましょう。よく似たものに「遺産を寄付する」「投資で儲かる」というものがあります。だまされたと分かってても全額取り戻すのは困難です。自分や家族がトラブルに遭ったと思ったら、消費者センターにご相談ください。

《消費者相談》

●平日の午前10時～正午、午後1時～4時＝市消費者センター ☎042・473・4505

●平日および土曜・日曜日、祝日の午前10時～午後4時＝消費者ホットライン ☎188

広報ひがしくるめに掲載している「消費生活Q&A」のバックナンバーを市HPでご覧になれます。消費者センターへ寄せられる相談の中で、皆さんに知っておいてほしいことを掲載しています。ぜひご覧ください。



市HP